

## 【 まちの将来像5 】

都市活力がみなぎる便利で快適なまち

## 1 施策の概要

1	施策	5-1	地域産業を基盤強化し雇用を充実する
2	対応するSDGs		
3	施策の方向性	<p>本市の農林業は、都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や、適切な森林整備を促進するとともに、地域ぐるみでの営農や市民、企業等の新たな担い手を育成します。</p> <p>また、商店街が便利で楽しみのある場所として、買い物客や地域住民で賑わい、市内企業が安定的に事業を継続し、成長を遂げるなど、活力あふれるまちづくりを進めていきます。</p> <p>事業所の人材確保や、就職困難者・不安定な就労を余儀なくされている人の能力と希望に応じた就労を支援するとともに、働き方改革を推進し、働く人々が安心して、いきいきと働くことができる環境づくりと育成された人材が活躍できる活力がみなぎるまちづくりを進めていきます。</p>	
4	取組	5-1-1	都市と農村の交流活動等による農林業振興
		5-1-2	商業の活性化
		5-1-3	企業活動への支援
		5-1-4	地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成
		5-1-5	雇用・就労の支援
		5-1-6	働き方改革と勤労者福祉の推進

## 2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-1-1	市版準農家制度の創設	担当課	
	目的	新たな担い手として、意欲のある非農家から農業者を育成する。		農林課	
	内容	いばらき農業はじめ隊参加者や卒業者を軸に意欲ある人材を発掘し、大阪府の準農家登録要件と同様の実習や研修を行い、新たな農業者を育成する制度の創設を目指す。		方向性	
				R5	拡充
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				
2	事業名	5-1-1	青年就農事業補助金事業	担当課	
	目的	青年農業従事者の呼び込みと定着を図る。		農林課	
	内容	これまでに経営基盤の脆弱な青年新規就農者に対して経営開始資金の支援を行っていたが、新たに経営発展のための機械・施設等の導入に関しても支援を行う。		方向性	
				R5	拡充
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				
3	事業名	5-1-1	多面的機能支払交付金事業	担当課	
	目的	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動支援を行う。		農林課	
	内容	地域資源の質的向上を図るため、地域共同で行う景観形成や農道等の施設の長寿命化に要する経費を新たに補助対象に追加する。		方向性	
				R5	拡充
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				

## 2 新規・拡充事業等

4	事業名	5-1-1	農業祭実施事業	担当課	
	目的	都市と農村の交流を図ると共に、農林業に対する市民の理解と認識を深めるため、市内農林産物の品評会や販売、模擬店の出店等を実施するイベントを行う。		農林課	
	内容	令和5年秋の新施設「おにクル」の一部オープンを受け、同様の時期に実施する農業祭においても、「おにクル」と連動した開館に向けた期待感醸成につながる様々な取り組みを行うことで、農業祭実施の目的を達成するとともに、「おにクル」利用への誘導に繋げる。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
				R8	継続
				R9	継続
5	事業名	5-1-1	農村総合整備事業	担当課	
	目的	営農条件の改善により、遊休農地化を防ぐとともに、生産効率を高め農業振興を図るべく、国・府の補助を受け、農業生産基盤や生活環境の整備を総合的に進める。		農林課	
	内容	地域が必要とする各種の農業基盤整備内容を調査し、国庫補助事業により、地域の特性に応じた農業生産基盤と生活環境の整備を総合的に推進し、相乗的な地域活性化が見込める各種の整備を推進する。 令和5年度は事業採択を見据え、要望の集約を行う。		方向性	
				R5	新規
				R6	継続
R7				継続	
				R8	継続
				R9	継続
6	事業名	5-1-1	地域計画（人・農地プラン）策定事業	担当課	
	目的	農業経営基盤強化促進法など、人・農地関連法の改正を受け、茨木市農業委員会と連携し、農地の集約化と人の確保・育成、農地保全による荒廃防止等を目指す。		農林課	
	内容	農業委員会とともに、分散錯圃の状況にある農地を使いやすくまとめるため、あらかじめ将来の農地利用の姿を描き、計画的に集積・集約化を進めるため、農業委員会が作成する目標地図素案を用いて、地域との話し合いを行い、法の施行日に応じた期日までに地域計画を策定する。		方向性	
				R5	新規
				R6	完了
R7					
				R8	
				R9	
7	事業名	5-1-3	新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給制度	担当課	
	目的	国の利子補給制度の受給後、市が独自に2年間の利子補給を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障をきたす事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援する。		商工労政課	
	内容	事業者の返済実績に基づき、各年度10万円の2年間で20万円を限度とし、支払った利子額を補給する。		方向性	
				R5	新規
				R6	継続
R7				継続	
				R8	継続
				R9	継続
8	事業名	5-1-3	ものづくり企業等の見学・体験事業の検討	担当課	
	目的	市民等を対象とした工場見学や体験を通じて、市内企業の認知向上や企業の人材確保や従業員の就業意識の向上などにつなげる。		商工労政課	
	内容	市内ものづくり企業等の工場見学や体験事業の実施に向けた枠組みを整備するため、令和4年度に行った先進事例の研究を踏まえて、令和5年度に実施手法の検討やトライアルとしてバスツアーを実施し、令和6年度の本格実施を目指す。		方向性	
				R5	新規
				R6	継続
R7				継続	
				R8	継続
				R9	継続

## 2 新規・拡充事業等

9	<b>事業名</b>	5-1-3	産業振興アクションプランの改定	<b>担当課</b>	
	<b>目的</b>	現行の「第3期産業振興アクションプラン」の計画期間が、令和6年度までとなっていることから、その後の方向性・計画を策定する。		商工労政課	
	<b>内容</b>	市内事業所の現況や経年変化の状況を把握するため、令和5年度に現況調査を実施し、令和6年度に総合計画との整合を図りつつ計画の改定を行う。		<b>方向性</b>	
				R5	臨時拡充
				R6	臨時拡充
R7				継続	
R8	継続				
R9	継続				
10	<b>事業名</b>	5-1-5	合同就職面接会におけるオンライン面接の実施	<b>担当課</b>	
	<b>目的</b>	コロナ禍で開催規模を縮小している合同就職面接会（年2回開催）について、会場での面接とオンライン面接を併用することにより、求職者と企業のマッチングの機会を増やす。		商工労政課	
	<b>内容</b>	合同就職面接会について、従来の現地参加型に加えてオンラインでも面接が可能なブースを設けるとともに、オンラインのみで参加が可能な企業への拡充を検討する。		<b>方向性</b>	
				R5	拡充
				R6	継続
R7				継続	
R8	継続				
R9	継続				
11	<b>事業名</b>	5-1-6	雇用・労働関係セミナーのオンライン実施	<b>担当課</b>	
	<b>目的</b>	働きやすい職場環境実現等を目的としたセミナーにおいて、会場とオンライン実施の併用を図ることにより、子育て中の就労者等に対する受講機会の拡大を図る。		商工労政課	
	<b>内容</b>	①雇用・労働関係の各種セミナーにおいて、従来の現地参加に加えてオンライン参加についても対応できるものから随時導入していく ②YouTubeを活用したアーカイブ配信を検討する。		<b>方向性</b>	
				R5	拡充
				R6	継続
R7				継続	
R8	継続				
R9	継続				
12	<b>事業名</b>	5-1-6	働きやすい職場づくり認定事業所の取組の広報	<b>担当課</b>	
	<b>目的</b>	過去の働きやすい職場づくり認定事業所における取組事例を紹介することで、認定事業所の働きやすい職場環境の推進、今後の認定事業所の拡充、当該事業所での就労者の就労意欲の向上を図る。		商工労政課	
	<b>内容</b>	市ホームページ、市産業情報サイト「あい・きゃっち」等で、働きやすい職場づくりへの取組事例を紹介する。		<b>方向性</b>	
				R5	新規
				R6	継続
R7				継続	
R8	継続				
R9	継続				

## 1 施策の概要

1	施策	5-2	地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する
2	対応するSDGs	  	
3	施策の方向性	広域的な都市基盤施設の充実を図るとともに、計画的な市街地整備や地域特性をいかした土地利用の誘導を図り、強み(ポテンシャル)をいかした整備を推進します。また、限られた資源を有効に活用し、省エネルギー型の都市をめざすとともに、住、働、学、憩という都市において行われる機能を備えた都市づくりを進め、活力と魅力の増進に取り組みます。	
4	取組	5-2-1	計画的な都市基盤整備や市街地整備
		5-2-2	彩都の都市づくり
		5-2-3	適切な開発や建築物・土地利用の誘導

## 2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-2-1	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定	担当課	
	目的	社会経済情勢の変化や市民のニーズ等を踏まえ、都市計画マスタープランと立地適正化計画の改定・見直しを行い、将来を見据えた都市づくりの方向性を示す。		都市政策課	
	内容	①都市計画マスタープランの改定として、基礎データの整理や市民アンケートの分析、都市づくりプラン・都市構造の確認や検証等を行う。 ②立地適正化計画の中間見直しとして、防災指針の策定、都市機能誘導区域・施設の検証、施策の進捗状況・指標の確認を行う。		方向性	
				R5	継続
				R6	完了
				R7	
R8					
R9					
2	事業名	5-2-1	南目垣・東野々宮土地区画整理事業の推進	担当課	
	目的	広域幹線道路沿道にふさわしい土地利用を推進し、地域のにぎわいづくりや活性化といった課題解決を図る。		都市政策課	
	内容	①南目垣・東野々宮土地区画整理事業への補助を行う。		方向性	
				R5	完了
				R6	
				R7	
R8					
R9					
3	事業名	5-2-2	彩都建設推進事業	担当課	
	目的	大阪の活性化・発展に向けて、大阪府、茨木・箕面市、都市再生機構、民間事業者、経済団体、大学、研究機関、公益団体などの産学官が連携して、魅力と活力のある複合機能都市「彩都」の形成に取り組む。		北部整備推進課	
	内容	①東部地区の残りのエリアの事業化に向けた取組を支援する。 ②東部地区地区外下水道整備等東部地区のA区域及びC区域の事業推進に向けた取組を支援する。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				

## 2 新規・拡充事業等

4	事業名	5-2-3	大規模盛土造成地変動予測調査の実施	担当課		
	目的	大規模造成地について周知を行い、大規模な地震に備えた地域防災に対する意識の向上につなげる。			審査指導課	
					方向性	
	内容	国の方針に沿って大規模盛土造成地における地震等への対策を進めるため、令和4年度に実施した第2次スクリーニング計画作成業務の結果に基づき、優先度の高い大規模盛土について、重点的に経過を観察し、第2次スクリーニング調査実施についての検討を行う。			R5	継続
					R6	継続
					R7	継続
R8					継続	
				R9	継続	

## 1 施策の概要

1	施策	5-3	良好で住みよい都市づくりを推進する
2	対応するSDGs	   	
3	施策の方向性	市民、事業者等による開発や施設の管理が良好な環境を形成することを基本に、住みよいまちを創るため、計画の共有、ルール作成、適正な運用と適時適切な見直し、住民への支援などを行うほか、低炭素型で誰にもやさしい福祉のまちづくり、緑地の適正な保全と緑化を推進し、みどりをいかしたるおいのある環境づくりを進めるとともに、安全で快適な住環境や美しい街並みが魅力的で将来にわたり住み続けたいまちをめざします。また、今後も増加すると懸念される空家については、所有者への働きかけを行うほか、まちづくりへの活用をめざします。	
4	取組	5-3-1	快適で良好な住環境の形成
		5-3-2	都市におけるみどりの形成
		5-3-3	良好な景観の保全と創造
		5-3-4	良好な住宅ストックの形成
		5-3-5	危険家屋・老朽マンション対策
		5-3-6	公的住宅の改善・充実

## 2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-3-1	バリアフリー化推進事業（ソフト）	担当課	
	目的	茨木市バリアフリー基本構想に基づき、関係機関と連携を図りながら重点整備地区における面的・一体的なバリアフリー化を推進する。		交通政策課	
	内容	①バリアフリー基本構想に基づく各種取組の進行管理を行う。 ②令和6年度及び令和9年度にバリアフリーマップの更新を行う。 ③令和8年度にバリアフリー基本構想の見直しを行う。		方向性	
				R5	継続
				R6	臨時拡充
R7				継続	
R8	臨時拡充				
R9	臨時拡充				
2	事業名	5-3-1	バリアフリー化推進事業（ハード）	担当課	
	目的	バリアフリー基本構想及び特定事業計画に基づき、重点整備地区の道路などバリアフリー化に取り組む。		道路課	
	内容	市道東奈良二丁目西線の整備を進める。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
R8	継続				
R9	継続				
3	事業名	5-3-2	公園等再整備事業	担当課	
	目的	子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる場を提供することにより、地域の活性化を図るものであり、長寿命化計画および遊具の安全点検結果をもとに地域のニーズにマッチした遊具・公園への再整備を進めていく。		公園緑地課	
	内容	公園について、地域のニーズに応じて、老朽化した遊具の更新、舗装補修、見通しの改善、入口の段差解消等の再整備を行い、公園利用者の安全の確保を図るとともに、公園利用者の増加を図る。		方向性	
				R5	臨時拡充
				R6	拡充
R7				継続	
R8	継続				
R9	臨時拡充				

## 2 新規・拡充事業等

4	事業名	5-3-2	街路樹再整備方針策定事業	担当課	
	目的	街路樹について、緑の基本計画では街路景観の形成や通行する車や歩行者の安全性の確保、落ち葉など市民への影響を勘案して維持管理を進めていくことになっており、都市の魅力を高める良質な街路空間の創出に向けた街路樹の管理を明確に示す指針が必要である。		建設管理課	
	内容	①一定の基準に沿った適切な剪定基準の作成、更新、景観形成を進めるため街路樹の再整備方針を策定する。 ②街路樹簡易診断を行い、事故を未然に防止することや樹木の緑化機能を増進させるため樹木の健全度調査を行う。		方向性	
				R5	新規
				R6	完了
R7					
5	事業名	5-3-2	元茨木川緑地リ・デザイン事業	担当課	
目的	3つの基本方針に沿って「モトイバの眠っている価値」の向上を目指すとともに、市民会館跡地エリア整備事業に併せ、茨木神社横～消防本部前交差点までの区間の再整備を進める。		公園緑地課		
内容	①元茨木川緑地の魅力向上と新たな活用に向けた社会実験等を実施する。 ②中央公園北交差点～消防本部前交差点区間の再整備を行う。 ③植栽環境の健全化を目指し、植栽管理ガイドラインに基づいた樹木の剪定や処分・更新を行う。 ④老朽化した施設の更新や新たな活用に向けた再整備の検討を行う。		方向性		
			R5	臨時拡充	
			R6	継続	
			R7	継続	
6	事業名	5-3-2	公園樹木維持管理基本方針策定事業	担当課	
目的	公園種別に作成した公園樹木維持管理基本方針を基に、樹木医や職員などによる調査を行い作成した、公園樹木維持管理マニュアルを用い、樹木の適正な維持管理を行うことにより、管理コストの削減を図るとともに、樹木倒木被害を防ぐ。		公園緑地課		
内容	市内の都市公園・緑地について、現況調査を実施して、樹木の生育状況や周辺からの問題点などを把握した上で、安全・景観等の視点から管理目標の設定、剪定・伐採等維持管理の方法などを定め公園樹木の維持管理を行う。		方向性		
			R5	新規完了	
			R6		
			R7		
7	事業名	5-3-2	公園利活用等推進事業	担当課	
目的	公園の賑わい創出や居心地の良い空間づくりのため、民間による管理運営の可能性検討や、市民団体や民間事業者による社会実験や利活用の仕組みの構築を行う。		公園緑地課		
内容	①公園等の利活用の主体となる市民団体や事業者等とのネットワークを構築する。 ②公園等を使用した社会実験としてトライアル事業を実施する。 ③西河原公園等の官民連携を視野に入れた具体的な公園利活用の方向性を検討する。 ④地域の実情を踏まえた児童遊園の利活用や用途変更等を検討する。		方向性		
			R5	拡充	
			R6	継続	
			R7	継続	
8	事業名	5-3-3	中心市街地等における景観形成の推進	担当課	
目的	中心市街地の各拠点を結ぶ東西軸を中心に、デザインの質の向上を図り、街の魅力向上や賑わいを創出し、「歩いて楽しいまちなか」を形成することにより、面的な活性化を目指す。		都市政策課		
内容	①東西軸における景観形成について、専門家の助言を得ながら沿道関係者等と取組を進め、デザインガイドラインの策定及び景観計画の見直しを行う。 ②在郷町エリアについて、歴史・文化的資源を活かした景観まちづくりに向けた愛着醸成の取組を行う。 ③屋外広告物の適切な誘導を行うため、本市の特徴等を踏まえ、本市独自の屋外広告物条例を制定する。		方向性		
			R5	完了	
			R6		
			R7		
				R8	
				R9	

## 2 新規・拡充事業等

9	事業名	5-3-4	居住施策の推進	担当課	
	目的	住まいの維持に関する知識や関心を高め、適時適切な修繕やリフォームの実施により、質の高い中古住宅の流通も含めた、住まいの持続や暮らしやすさの向上につなげる。		居住政策課 方向性	
	内容	①ホームページ等による情報提供を充実させるとともに、不動産団体等との意見・情報交換を行う。 ②令和6年度に居住マスタープランの見直しに着手する。		R5	継続
				R6	臨時拡充
				R7	縮小
R8	継続				
R9	継続				
10	事業名	5-3-4	住宅セーフティネットの体制構築	担当課	
	目的	住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けて、住まいにおける入居支援を充実させる。		居住政策課 方向性	
	内容	①不動産会社等への啓発を行う。 ②入居支援の担い手の検討を進めるとともに、住まい探し相談会を開催する。		R5	継続
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				
11	事業名	5-3-5	空家等対策事業	担当課	
	目的	空家所有者への啓発や情報提供により、空家等の適切な管理を推進するとともに、利活用につながりやすい環境を整備する。		居住政策課 方向性	
	内容	①空家等対策計画の見直しに向けて、令和5年度に空家の実態調査を行う。 ②空家所有者への適正管理につながる情報提供や空き家バンクの運用を継続する。		R5	臨時拡充
				R6	縮小
				R7	縮小
R8	継続				
R9	継続				
12	事業名	5-3-5	分譲マンションの主体的な維持管理の推進	担当課	
	目的	分譲マンションの課題を把握するとともに、法に基づく助言・指導等を行う体制を構築することにより、管理組合による主体的な維持管理を推進する。		居住政策課 方向性	
	内容	①管理に課題があると考えられる分譲マンションの実態把握に努め、専門家を派遣するなど支援を進める。 ②マンション管理計画の認定や管理組合の管理者等に対し必要な助言及び指導を行う。 ③I'mネットの活動の支援や周知を行う。 ④管理や建替えに関するマンション相談会の実施やマンションセミナーの開催を行う。		R5	拡充
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				
13	事業名	5-3-6	市営住宅長寿命化計画	担当課	
	目的	安全で安心な住まいを長期間にわたって確保するため、維持管理費の削減や事業量の平準化を行い、適切な管理・運営を行う。		建築課 方向性	
	内容	①長寿命化を図るため、予防保全的な観点から、補助金を活用し、外壁改修、屋上防水及び配管改修などの改修工事を実施する。 ②新型コロナウイルスの影響により、令和2年度に予定していた工事を1年延期したため、令和5年度までの計画期間を1年延長する。 ③次期計画策定の必要性について検討を行う。		R5	継続
				R6	完了
				R7	
R8					
R9					

## 1 施策の概要

1	施策	5-4	時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
2	対応するSDGs	  	
3	施策の方向性	将来にわたって住み続けたい、さらに活力ある都市として成長・発展させていくという視点から都市構造を捉え、生活を支える都市機能を維持・向上させるとともに、中心部における魅力ある地域、拠点への再生、北部地域をはじめとする豊かな文化、自然資源等をいかし効果を高める取組などにより、これからの時代を先導する活力あるまちづくりを進めます。また、まちづくりに関する知識の普及、情報の提供、まちづくり活動への支援を継続して進め、住民主体のまちづくりの促進に努めるだけでなく、民間事業者と協力して進める新しいまちづくりについても検討、推進し、本市の魅力と活力を発信していきます。	
4	取組	5-4-1	生活を支える拠点・ネットワークの整備・充実
		5-4-2	魅力ある中心市街地（市民会館跡地エリア・駅周辺等）の整備
		5-4-3	J R・阪急総持寺駅をいかした都市づくり
		5-4-4	北部地域の魅力向上
		5-4-5	官民連携によるまちづくりの推進

## 2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-4-1	阪急茨木市駅西口駅前周辺整備事業	担当課	
	目的	2 コア1 パーク&モールの都市構造による人が中心の歩いて楽しいまちの起点となり、時代の変化に柔軟に対応できる駅前空間にする。		市街地新生課	
	内容	基本計画（案）の更新に向けて、多くの方からの共感と協力を得られるまちづくりの方向性について関係権利者と共有できるように取組む。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				
2	事業名	5-4-1	J R 茨木駅西口駅前周辺整備事業	担当課	
	目的	市の玄関口である西口駅前周辺において、交通結節点の機能強化とともに、多くの市民が集える空間として活性化を図り、魅力あるまちづくりの実現を図る。		市街地新生課	
	内容	まちづくりビジョンの実現に向け、駅前周辺のまちづくりについてのWEBアンケートやワークショップでの意見、アイデアを踏まえ、基本計画を策定する。策定にあたっては、基本計画協議会を開催するなど、権利者のほか市民や駅利用者、関係団体等と地域の課題や整備の方向性を共有し連携を図りながら進めていく。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				
3	事業名	5-4-1	JR茨木駅西口エスカレーター設置の検討	担当課	
	目的	JR茨木駅西口においては、駅改札近くにエスカレーターが設置されていないことから、駅利用者の利便性向上に向けて、エスカレーターの設置の検討を行う。		市街地新生課	
	内容	エスカレーターの設置箇所の検討や設置による影響の検証等を行う。		方向性	
				R5	新規完了
				R6	
R7					
R8					
R9					

## 2 新規・拡充事業等

4	事業名	5-4-2	市民会館跡地エリア整備事業（ソフト）	担当課	
	目的	IBALAB@広場を使った社会実験や、広場のルールづくり、市民企画によるプレ事業など、さまざまな「参加」の機会を通じて、まちで活動したりおにクルに関わってくれる人を増やし、キーコンセプトである「育てる広場」の実現を図る。		共創推進課 方向性	
	内容	おにクル及び芝生広場での活動を見据え、IBALAB@広場での社会実験を実施するほか、令和5年11月の開館に向けた事業の内容について検討するとともに、この機会を活用し市民企画を実施する。		R5	継続
				R6	完了
				R7	
R8					
R9					
5	事業名	5-4-2	茨木市中心市街地活性化基本計画事業実施支援事業	担当課	
	目的	茨木市中心市街地活性化基本計画に記載した主たる事業を担うまちづくり会社の事業実施等を支援することにより、本市中心市街地の活性化を図る。		市街地新生課 方向性	
	内容	計画期間中は、定期フォローアップの結果に基づき、茨木市中心市街地活性化協議会と連携して、必要に応じて事業の見直しや効果検証を行うなど、目標達成に向け取り組む。		R5	継続
				R6	完了
				R7	
R8					
R9					
6	事業名	5-4-2	市民会館跡地エリア周辺の歩道整備	担当課	
	目的	市民会館跡地エリアにおける統一的なデザインによる歩道の整備と歩道機能の充実を図るため、おにクル東側・南側の歩道改修を行う。		道路課 方向性	
	内容	おにクル東側・南側歩道の整備を進める。		R5	完了
				R6	
				R7	
R8					
R9					
7	事業名	5-4-2	次なる茨木ランドデザインの推進	担当課	
	目的	ランドデザインに関わりしるにしながら、多様な人々との活動や体験による実践を通して、変化する社会や価値観に対応したまちづくりの実現を目指す。		都市政策課 方向性	
	内容	①コミュニケーションツールの作成事業として、中心市街地の「2コア1パーク」における事業や取組における活動の過程に焦点をあてた冊子などを作成しながら、ランドデザインの共有と浸透を図る。 ②イバラキクラウドの継続的な取組として、大学連携やまちのプレイヤーとの公共空間等を活用した実践を継続し、関係する人の裾野を広げていく。		R5	継続
				R6	継続
				R7	継続
R8				継続	
R9	継続				
8	事業名	5-4-2	おにクル事務室等の什器備品等の購入	担当課	
	目的	質感や色調、デザイン性等、おにクルの設計思想やイメージにあった什器備品等を選定、購入することで、より統一感のある高質な空間づくりを図る。		共創推進課 等 方向性	
	内容	おにクル内の各機能で使用する什器備品類を購入する。		R5	新規完了
				R6	
				R7	
R8					
R9					

## 2 新規・拡充事業等

9	事業名	5-4-2	茨木市中心市街地活性化基本計画管理事業	担当課	
	目的	本市中心市街地の活性化に向け策定する基本計画記載の事業実施による効果等の検証を行い、後年度事業への施策展開を図る。		市街地新生課 方向性	
	内容	計画掲載事業の期間内での早期実施に向けた関係者との調整、手法の検討、スケジュールの見直し等円滑な事業実施のための支援を行う。		R5	継続
				R6	継続
				R7	完了
R8					
R9					
10	事業名	5-4-2	(仮称) ウォークブル戦略の策定	担当課	
	目的	豊かさ、幸せを実感できる「人中心」のまちなか実現に向け、多様な主体との価値観の共有・共感と計画や事業の連携・連動を図るための(仮称)ウォークブル戦略を策定する。		市街地新生課 方向性	
	内容	①「人中心」のまちなかのあり方整理、戦略案を検討する。 ②多様な主体との共有・共感につなげるツールとしてコンセプトブックを作成する。		R5	新規完了
				R6	
				R7	
R8					
R9					
11	事業名	5-4-2	おにクル各機能の現事務室からの移転	担当課	
	目的	令和5年10月末のおにクル竣工・引き渡し後に、現所在の庁舎等から移転作業を行う。		共創推進課 等 方向性	
	内容	令和5年8月のプラネタリウム閉館を皮切りに、順次移転に向けた準備を進め、10月末の建物引き渡し以降、事務室等を含めた移転作業を行う。		R5	新規完了
				R6	
				R7	
R8					
R9					
12	事業名	5-4-3	JR総持寺駅周辺整備事業	担当課	
	目的	JR総持寺駅の開業を受け、利用者の交通利便性の向上と都市機能の充実・強化を図るため、駅前周辺道路等の整備を行う。		道路課 方向性	
	内容	庄中央線及び総持寺駅前線の整備を進める。		R5	継続
				R6	継続
				R7	完了
R8					
R9					
13	事業名	5-4-3	阪急総持寺駅西口駅前交通広場整備事業	担当課	
	目的	平成30年春に開業したJR総持寺駅の整備効果をより活かすため、阪急総持寺駅西口に駅前交通広場を整備することにより、総持寺地域の交通利便性の向上と都市機能の充実・強化を図る。		道路課 方向性	
	内容	用地買収に必要な境界確定業務等を実施し、地権者との交渉を進める。		R5	継続
				R6	継続
				R7	継続
R8				継続	
R9	継続				

## 2 新規・拡充事業等

14	事業名	5-4-4	安威川ダム周辺整備事業	担当課	
	目的	ダム完成後の周辺の魅力向上につながる整備を実施するための取り組みを進める。		北部整備推進課	
	内容	①安威川ダム周辺において、いばきたの観光資源となる新たな公園を整備する。 ②公園では、公園活動者の意見に寄り添った施設整備を行いつつ、エリアマネジメントにつながる活動者組織編製の準備を進める。 ③ダム事業等の協力を得て、周辺の周遊性を向上させる。		方向性	
				R5	拡充
				R6	完了
R7					
				R8	
				R9	
15	事業名	5-4-4	ダムパークいばきた管理運営事業	担当課	
	目的	ダム完成後の公園周辺の魅力向上につながる管理運営を実施するための取り組みを進める。		北部整備推進課 公園緑地課 スポーツ推進課	
	内容	①令和6年度からの公園の管理運営については、民間施設や今後整備予定の多目的運動広場も含め指定管理者がトータルマネジメントし、賑わいを生み出す。 ②ダム直下広場などその他のダム周辺施設についても、指定管理者の導入をめざし、賑わいを生み出す。 ③関係人口創出に繋げるため、公園の供用開始直後からエリマネ活動者が公園を拠点に活動できる環境を整え、いばきた全体にその活動が展開されるよう支援する。		方向性	
				R5	
				R6	新規
R7				拡充	
				R8	継続
				R9	継続
16	事業名	5-4-4	竜仙峡トイレ整備事業	担当課	
	目的	ダム周辺に生保地区のハブ拠点と連携する場を形成し、エリアマネジメントなどの取り組みを通じて、北部地域全体の活性化を図る。		農林課	
	内容	北部地域のさらなる活性化を図るため、ダム事業区域内の既設トイレを大阪府ダム事業の一環として移設する。		方向性	
				R5	新規完了
				R6	
R7					
				R8	
				R9	

## 1 施策の概要

1	施策	5-5	暮らしと産業を支える交通を充実させる
2	対応するSDGs		
3	施策の方向性	国土軸に位置する優位性をさらにかかしていくとともに、平成25年度に策定した総合交通戦略に基づき、「住みやすい・移動しやすい」まちづくりのため、道路ネットワークの充実と強化、公共交通の利用促進や歩行者・自転車空間の安全性の向上等の総合的な交通施策を進めます。	
4	取組	5-5-1	公共交通の維持・充実
		5-5-2	道路整備の推進
		5-5-3	駐車場・駐輪場の充実
		5-5-4	歩行者、自転車利用環境の整備
		5-5-5	交通安全対策の推進

## 2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-5-1	総合交通戦略事業	担当課		
	目的	本市にふさわしい交通のあり方の実現に向け、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体との協働により、計画的に交通施策を推進する。			交通政策課	
	内容	総合交通戦略について令和5年度に着手し令和6年度に改定を行う。			方向性	
					R5	臨時拡充
					R6	臨時拡充
					R7	継続
R8	継続					
R9	継続					
2	事業名	5-5-1	公共交通対策事業（ソフト）	担当課		
	目的	持続可能な公共交通サービスを確保するため、積極的な利用を促すとともに、社会実験や関連事業との連携を通して、地域の実情に合った交通手段を検討する。			交通政策課	
	内容	①地域バス路線維持費補助金を交付する。 ②地域交通の導入を支援する。 ③既存路線バスや関連事業との連携を図る。			方向性	
					R5	縮小
					R6	継続
					R7	継続
R8	継続					
R9	継続					
3	事業名	5-5-1	公共交通対策事業（ハード）	担当課		
	目的	持続可能な公共交通サービスを確保するため、鉄道利用者の安全確保を目的に、鉄道駅における可動式ホーム柵等の整備を促進する。			交通政策課	
	内容	①鉄道駅可動式ホーム柵整備に対する補助金を交付する。 ②ホーム柵未設置の鉄道駅における整備を促進する。			方向性	
					R5	縮小
					R6	継続
					R7	継続
R8	継続					
R9	継続					

## 2 新規・拡充事業等

4	事業名	5-5-2	新名神周辺道路整備事業	担当課		
	目的	新名神周辺道路の供用開始に伴い通過交通が増加したため、新名神関連事業として市道の拡幅を行い、歩行者・車両等の安全を確保する。			道路課	
					方向性	
	内容	泉原千提寺線の整備に向け、地権者との交渉を進める。			R5	継続
					R6	継続
R7					継続	
R8	完了					
R9						
5	事業名	5-5-2	道路新設・改良事業（補助分）	担当課		
	目的	歩行者、自転車等の通行の安全や渋滞の解消等、円滑で快適な交通の流れを確保するため、国からの補助採択を受けて、用地買収、歩道整備や車道の拡幅及び交差点改良を行う。			道路課	
					方向性	
	内容	宿久庄二丁目安威一丁目線について、価格提示に必要となる物件調査を実施し、地権者との交渉を進める。			R5	継続
					R6	継続
R7					継続	
R8						
R9						
6	事業名	5-5-2	道路新設・改良事業（単独分）	担当課		
	目的	歩行者、自転車等の通行の安全や渋滞の解消等、円滑で快適な交通の流れを確保するため、市の単独事業として、現道に沿って歩道及び車道の拡幅整備を行う。			道路課	
					方向性	
	内容	阪急茨木市駅周辺渋滞対策の検討や畑田町上郡二丁目線等の整備を推進する。			R5	継続
					R6	完了
R7						
R8						
R9						
7	事業名	5-5-2	駅前太中線整備事業（2工区）	担当課		
	目的	市内を南北に結ぶ駅前太中線の内、茨木駅前線から茨木鮎川線までの区間を整備する事で、市街地中心部の交通の円滑化と歩行者等の安全確保を図る。併せて跡地エリア新施設の建設に伴い、一部がシェアードスペースとなる市役所前線の機能復旧を図る。			道路課	
					方向性	
	内容	駅前太中線（2工区）の用地買収を進め、実施可能な箇所より文化財調査や道路整備を推進する。			R5	継続
					R6	継続
R7					完了	
R8						
R9						
8	事業名	5-5-2	駅前太中線整備事業（4工区）	担当課		
	目的	市内を南北に結ぶ駅前太中線の内、天王一丁目から丑寅二丁目までの区間を整備する事で、市域南西部の渋滞緩和と、市街地中心部への交通の円滑化と歩行者等の安全確保を図る。			道路課	
					方向性	
	内容	駅前太中線（4工区）の線形決定等を進め、整備に必要となる各種の協議等を推進する。			R5	継続
					R6	継続
R7					継続	
R8	継続					
R9	完了					

## 2 新規・拡充事業等

9	事業名	5-5-2	橋梁新設改良事業	担当課	
	目的	橋梁耐震診断の結果をもとに、補強・補修をすることにより、地震発生時における安全を確保するとともに、老朽化橋梁の架け替えや改良を実施する。		道路課	
	内容	あけぼの橋上部工及び取付道路の整備を推進する。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
				R7	完了
R8					
R9					
10	事業名	5-5-2	橋梁維持事業	担当課	
	目的	本市管理橋梁について、橋梁を常に健全な状態に保つことで、歩行者及び車両の通行の安全を確保するとともに、予防保全による計画的修繕（長寿命化修繕）の実施により、コストの縮減を図る。		道路課	
	内容	市管理橋梁の定期点検を実施し、補修が必要な橋梁について設計委託を行う。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				
11	事業名	5-5-2	道路維持事業	担当課	
	目的	現状道路の維持管理を適切に実施するため、道路構造物の整備を推進するもの。		道路課	
	内容	老朽化した側溝や擁壁、ブロック積み等といった道路構造物の更新を推進する。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				
12	事業名	5-5-2	道路舗装事業	担当課	
	目的	路面性状調査の結果に基づき、計画的に舗装の打替え等を行うもの。		道路課	
	内容	老朽化した舗装の更新を推進する。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				
13	事業名	5-5-2	道路簡易舗装事業	担当課	
	目的	現地調査の結果に基づき、必要となった舗装の打替え等を行うもの。		道路課	
	内容	老朽化した舗装の更新を推進する。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
				R7	継続
R8	継続				
R9	継続				

## 2 新規・拡充事業等

14	事業名	5-5-3	阪急茨木市駅周辺駐車場再編事業	担当課	
	目的	双葉町駐車場への病院誘致により不足する阪急茨木市駅周辺の駐車台数を確保する。		交通政策課	
	内容	①阪急茨木北口駐車場の建替え及び受入れ車種の再編を行う。 ②阪急茨木西口駐車場への自転車受入れにともなう改修を行う。 ③阪急茨木南駐輪センターを運営する阪急電鉄との調整を行う。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
R7				完了	
R8					
R9					
15	事業名	5-5-3	J R 茨木駅周辺駐車場再編事業	担当課	
	目的	借地で運用する J R 茨木駅南自転車駐車場は、いずれ契約解除を求められる可能性があるため、他の駅前周辺駐車場の再編により駐車台数を確保する。		交通政策課	
	内容	①借地の買収により駐車場を維持する。 ② J R 茨木北駐車場の改修を行う。		方向性	
				R5	新規
				R6	継続
R7				継続	
R8	継続				
R9	継続				
16	事業名	5-5-4	歩行者・自転車利用環境整備事業（ソフト）	担当課	
	目的	自転車のみならず歩行者や自動車を含めた交通事故を減らすため、自転車利用のルール周知、マナー向上、危機管理意識の向上の徹底や、交通違反に対する指導・取締の強化などの取組を進める。		交通政策課	
	内容	①交通安全教室を実施する。 ②令和6年度に自転車利用環境整備計画の改定を行う。		方向性	
				R5	継続
				R6	臨時拡充
R7				継続	
R8	継続				
R9	継続				
17	事業名	5-5-4	自転車利用環境整備事業	担当課	
	目的	安全で快適な自転車利用環境の実現を目的に自転車利用環境整備計画に基づいた整備を行う。		道路課	
	内容	自転車レーンの整備を推進する。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
R8	継続				
R9	継続				
18	事業名	5-5-5	交通安全対策事業	担当課	
	目的	交通事故を防止し迷惑駐車をなくすとともに、交通安全教室の実施により市民の意識啓発を図る。		交通政策課	
	内容	①交通安全教室を実施する。 ②「交通事故をなくす運動」茨木市推進本部を運営する。 ③高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施する。 ④違法駐車防止活動を行う。		方向性	
				R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
R8	継続				
R9	継続				

## 2 新規・拡充事業等

19	事業名	5-5-5	歩道設置事業	担当課	
	目的	歩行者等の安全確保やバリアフリー化を推進するため、通学路になっている市道において歩道を整備するとともに、歩道の段差解消や改良を行う。		道路課	
				方向性	
	内容	田中町西河原線や大手町新庄線等の歩道整備、通学路カラー舗装及びバリアフリー工事等を推進する。		R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
R8				継続	
R9	継続				
20	事業名	5-5-5	交通安全施設整備事業	担当課	
	目的	道路の安全性向上を図るため、市道及び市管理道路において安全施設（カーブミラー、横断防止柵、ガードレール、車止め等）を整備する。		道路課	
				方向性	
	内容	市内の安全施設の新設や更新を推進する。		R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
R8				継続	
R9	継続				